

○宇都宮市子どもの家条例

令和2年3月24日

条例第26号

(設置)

第1条 小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、子どもの家を設置する。

(名称及び位置)

第2条 子どもの家の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 子どもの家は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他子どもの家の目的を達成するために必要な事業を行う。

(対象児童)

第4条 子どもの家を使用することができる者は、市内の小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第5条 子どもの家を使用しようとする児童の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、子どもの家の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、子どもの家の使用が施設の管理又は事業の実施上支障があると認めるときその他市長が適当でないと認めるときは、その使用を許可しない。

(使用料)

第7条 第5条第1項の許可を受けて子どもの家を使用する児童（以下「使用児童」という。）の保護者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 基本使用（午後６時までの使用をいい、次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

月額 7,600 円

- (2) 小学校の次の表の左欄に掲げる休業日（以下「長期休業日等」という。）のみの使用（午後６時までの使用をいう。以下同じ。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

区分	金額
夏季休業日	1 期につき 12,800 円
学期間休業日	1 期につき 920 円
冬期休業日	1 期につき 1,800 円
学年末休業日	1 期につき 2,300 円
学年始休業日	1 期につき 2,300 円

- (3) 延長使用（午後６時からの使用をいう。以下同じ。） 日額 100 円

- 3 使用児童の保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに使用料を納付しなければならない。

- (1) 基本使用 使用月の初日。ただし、月の途中から使用を開始する場合は、使用開始日

- (2) 小学校の長期休業日等のみの使用 使用開始日

- (3) 延長使用 使用月の翌々月の初日

- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（許可の取消し等）

- 第 8 条 市長は、使用児童又は使用児童の保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、子どもの家の使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用児童又は使用児童の保護者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
(2) 第 5 条第 2 項の条件に違反したとき。
(3) 第 6 条の規定に該当するとき。
(4) 詐欺その他不正な手段により第 5 条第 1 項の許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、子どもの家の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に子どもの家の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 前条の規定により指定管理者に子どもの家の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業
- (2) 子どもの家の利用の許可及び制限
- (3) 子どもの家の維持及び管理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第5条、第6条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び子どもの家の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に子どもの家の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第12条 第10条第1項に規定する場合において、第5条第1項の許可を受けて子どもの家を利用する児童（以下「利用児童」という。）の保護者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 第7条の規定は、利用料金については、適用しない。
- 3 第1項に規定する場合において、第5条の規定の適用については、同条の見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、同条第1項中「使用」とあるのは「利用」とし、第6条の規定の適用については、同条の見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、同条中「使用」とあるのは「利用」とし、第8条の規定の適用については、同条中「使用児童又は使用児童の保護者」とあるのは「第5条第1項の許可を受けて子どもの家を利用する児童又はその保護者」と、「使用を」とあるのは「利用を」とする。
- 4 利用児童の保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに利用料金を納付しなければならない。

(1) 基本利用（午後 6 時までの利用をいい、次号に掲げるものを除く。） 利用月の初日。ただし、月の途中から利用を開始する場合は、利用開始日

(2) 小学校の長期休業日等のみの利用（午後 6 時までの利用をいう。） 利用開始日

(3) 延長利用（午後 6 時からの利用をいう。） 利用月の翌々月の初日

5 指定管理者は、第 1 項の利用料金を自己の収入として収受するものとする。

（利用料金の額）

第 1 3 条 前条第 1 項の利用料金の額については、第 7 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の使用料」とあるのは「第 1 2 条第 1 項の利用料金」と、同項第 1 号中「基本使用」とあるのは「基本利用」と、「の使用」とあるのは「の利用」と、同項第 2 号中「の使用」とあるのは「の利用」と、同項第 3 号中「延長使用」とあるのは「延長利用」と、「の使用」とあるのは「の利用」と読み替えるものとする。

（利用料金の減免）

第 1 4 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第 1 5 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第 1 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	位置
中央子どもの家	宇都宮市中央本町 1 番 2 9 号
東子どもの家	宇都宮市東塙田 1 丁目 6 番 1 4 号
西子どもの家	宇都宮市西 1 丁目 2 番 1 3 号
築瀬子どもの家	宇都宮市南大通り 2 丁目 6 番 6 号
西原子どもの家	宇都宮市西原 2 丁目 5 番 4 2 号
戸祭子どもの家	宇都宮市戸祭 1 丁目 1 0 番 2 5 号
今泉子どもの家	宇都宮市元今泉 1 丁目 7 番 2 9 号
昭和子どもの家	宇都宮市戸祭元町 1 番 1 5 号
陽南子どもの家	宇都宮市大和 1 丁目 1 0 番 1 5 号
桜子どもの家	宇都宮市桜 3 丁目 2 番 2 2 号

錦子ども家	宇都宮市錦2丁目7番15号
細谷子ども家	宇都宮市細谷1丁目4番38号
峰子ども家	宇都宮市峰3丁目20番17号
石井子ども家	宇都宮市石井町1213番地
富士見子ども家	宇都宮市鶴田町2708番地3
平石中央子ども家	宇都宮市下平出町479番地
平石北子ども家	宇都宮市平出町1804番地2
清原中央子ども家	宇都宮市道場宿町848番地
清原南子ども家	宇都宮市上籠谷町1401番地
清原東子ども家	宇都宮市氷室町1713番地1
横川中央子ども家	宇都宮市屋板町1072番地
横川東子ども家	宇都宮市下栗町963番地
横川西子ども家	宇都宮市上横田町850番地
瑞穂野北子ども家	宇都宮市下桑島町465番地
瑞穂野南子ども家	宇都宮市西刑部町444番地
豊郷中央子ども家	宇都宮市関堀町370番地5
豊郷南子ども家	宇都宮市竹林町532番地
豊郷北子ども家	宇都宮市横山町411番地3
国本中央子ども家	宇都宮市宝木本町2550番地4
国本西子ども家	宇都宮市新里町丁292番地
城山中央子ども家	宇都宮市大谷町1402番地
明保子ども家	宇都宮市下荒針町3456番地2
城山東子ども家	宇都宮市駒生町2360番地
富屋子ども家	宇都宮市徳次郎町66番地1
篠井子ども家	宇都宮市下小池町569番地158
姿川中央子ども家	宇都宮市下砥上町121番地
姿川第一子ども家	宇都宮市西川田本町3丁目11番15号
姿川第二子ども家	宇都宮市砥上町52番地
雀宮中央子ども家	宇都宮市雀の宮3丁目10番13号
雀宮東子ども家	宇都宮市下反町町256番地1
雀宮南子ども家	宇都宮市南町3番3号
泉が丘子ども家	宇都宮市泉が丘7丁目12番14号
緑が丘子ども家	宇都宮市緑3丁目5番3号
宮の原子ども家	宇都宮市宮原4丁目1番14号
御幸子ども家	宇都宮市御幸本町4638番地1
宝木子ども家	宇都宮市駒生町3364番地29
城東子ども家	宇都宮市城東2丁目23番1号
陽東子ども家	宇都宮市陽東2丁目16番36号
御幸が原子ども家	宇都宮市御幸ヶ原町53番地2
五代子ども家	宇都宮市五代2丁目22番33号
陽光子ども家	宇都宮市緑5丁目3番16号
瑞穂台子ども家	宇都宮市瑞穂1丁目22番地
晃宝子ども家	宇都宮市宝木本町1263番地1
新田子ども家	宇都宮市針ヶ谷1丁目18番21号

海道子ども家	宇都宮市海道町 3 5 番地 1
西が岡子ども家	宇都宮市宝木町 2 丁目 1 0 7 5 番地 1 2
上戸祭子ども家	宇都宮市上戸祭町 2 7 1 番地 1
上河内東子ども家	宇都宮市下小倉町 1 3 0 2 番地
上河内西子ども家	宇都宮市松風台 1 2 0 0 番地 2 2 0
上河内中央子ども家	宇都宮市中里町 2 0 1 番地 1
岡本子ども家	宇都宮市中岡本町 2 6 2 3 番地
白沢子ども家	宇都宮市白沢町 1 6 4 3 番地
田原子ども家	宇都宮市上田原町 3 5 5 番地
岡本西子ども家	宇都宮市中岡本町 3 7 0 9 番地 2
岡本北子ども家	宇都宮市中岡本町 2 4 8 1 番地 1
田原西子ども家	宇都宮市立伏町 4 6 2 番地 6 6
ゆいの杜子ども家	宇都宮市ゆいの杜 3 丁目 1 5 番 3 0 号